

改正案	現行
<p>（親金融機関等及び子金融機関等の範囲） 第十三条の八（略）</p> <p>2 法第百条の二の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 金融商品取引法第六十三条第五項（適格機関投資家等特例業務）に規定する特例業務届出者</p> <p>十一・十二（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 法第百条の二の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第二項第一号から第三号まで及び第十号から第十二号までに掲げる者とする。</p> <p>（親金融機関等及び子金融機関等の範囲） 第二十八条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第百九十三条の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第十三条の八第二項第一号から第三号まで及び第十号から第十二号までに掲げる者とする。</p>	<p>（親金融機関等及び子金融機関等の範囲） 第十三条の八（略）</p> <p>2 法第百条の二の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>（新設） 十一・十一（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 法第百条の二の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第二項第一号から第三号まで、第十号及び第十一号に掲げる者とする。</p> <p>（親金融機関等及び子金融機関等の範囲） 第二十八条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第百九十三条の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第十三条の八第二項第一号から第三号まで、第十号及び第十一号に掲げる者とする。</p>

(親金融機関等及び子金融機関等の範囲)

第三十七条の九 (略)

2・3 (略)

4 法第二百七十一条の二十一の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第十三条の八第二項第一号から第三号まで及び第十号から第十二号までに掲げる者とする。

(親金融機関等及び子金融機関等の範囲)

第三十七条の九 (略)

2・3 (略)

4 法第二百七十一条の二十一の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第十三条の八第二項第一号から第三号まで、第十号及び第十一号に掲げる者とする。